

令和7年度  
予算編成方針

令和6年10月7日  
総務部財政課

## 令和7年度予算編成方針

国においては、本年6月21日に閣議決定した『経済財政運営と改革の基本方針2024』において、「我が国経済は、コロナ禍による落ち込みから回復し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている」とし、「我が国経済をデフレからの完全脱却、そして、これまでの延長線上にない新たなステージへの移行へと導くことにより、経済の規模を拡大させつつ、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に大きく前へと進める必要がある」としている。

本市においては、宮古市総合計画に掲げる都市の将来像「『森・川・海』とひとが調和し共生する安らぎのまち」の実現に向けた取組を確実に進めるとともに、物価上昇や近年頻発している災害への備えの対応などの喫緊の課題にも対応しながら、持続可能な財政基盤を堅持していく必要がある。

このような中、本市における令和7年度以降の財政状況は、物価上昇や東欧・中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動など、今後の経済に与える影響が不透明な中、中長期の先行きを見通すことが困難であることに加え、歳入においては、最低賃金の引上げによる所得環境の改善などの明るい見通しもあるものの、人口減少による市税等の減収が予想される。

歳出においては、物価上昇等の影響により、歳出総額に占める経常経費の増加が見込まれるとともに、公共施設やインフラ施設の長寿命化経費、老朽化した施設の改修経費も大きな影響を受けることが予想される。また、公債費は、ここ数年30億円台で推移していたものの、令和6年度から令和12年度にかけて40億円台となる見込みであり、ピークの令和9年度には45億円が見込まれることから、持続可能な行財政運営の確立のため、予算の重点化や効率的な執行、施設の再配置等による経常的経費の削減など、財源の大幅な減少を見据えた対応を行う必要がある。

このような状況を踏まえて、令和7年度の予算編成においては、宮古市総合計画に掲げる主要事業の実施や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、行政評価等の結果を適切に反映することはもとより、限られた財源を有効的に活用するため、知恵を出し合い、既存事業の必要性や費用対効果などを改めて精査し、事務事業の見直しや再構築を図り、限られた財源の重点的な配分に努め、次の事項に十分留意して行うものとする。

#### 記

- 1 令和7年度の一般会計の予算規模は総額300億円程度を目標とする。
- 2 新たな事業のみならず既存の事業についても、国・県の補助制度や各種団体の助成制度の活用について、幅広い視点から検討の上、積極的に財源の確保に努めること。

また、市単独事業で国・県の補助制度がないものについては、関係機関へ積極的に要望を行い、市負担の軽減に努めること。

- 3 『宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づく事業については、『宮古創生』の実現に向け、戦略的かつ着実な事務事業の内容となるよう、十分に精査すること。
- 4 予算要求は、限られた財源・人的資源を最大限活用するため、各部局内で事務事業の必要性、緊急性及び優先度等に加え、目的に対する成果及び手法の妥当性についても検証した上で要求すること。

なお、当初予算は年間予算であることを踏まえ、予算編成後の制度改正や災害への対応等の緊急性があるものなど、真にやむを得ないものを除き、原則として補正措置は行わないことから、年間を通して見込まれるすべての所要額を算定すること。

加えて、予算の執行過程で生じる入札差金等の残額については、翌年度以降の財源となることから、予算の適正な執行が財源の確保につながることを職員一人一人が常に意識すること。

5 事務事業の企画立案に際しては、市民や市議会等の意見、要望及び監査結果報告等を十分に考慮するとともに、十分な現状把握を行い、実現可能性を慎重に判断した上で、目的の明確化及び目標値の設定を行うこと。

6 本市の将来像の実現に向け、必要な情報の取得や分析を十分に行い、新たな施策の検討に積極的に取り組むこと。

なお、新規施策に要する経費の確保については、既存事務事業の抜本的な見直し、すなわち事務事業の「ビルド・アンド・スクラップ」により対応するよう努めること。

7 予算の調製に当たっては、事業の繰越が会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、直近の決算状況を分析するなど、事業ごとに年度内に執行可能な事業量を十分に精査の上、多額な繰越や不用額が生じることのないように特に留意すること。

なお、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為などの所要の措置を講じること。

8 部局横断的な行政課題については、関係部局において十分な協議調整を行うこと。

9 施設等の整備及び更新にあたっては、基本計画の段階から運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等の将来負担も含め、フルコストで十分な検討を行い、施設等の完成後に維持管理費の増額や予定外の負担が生じないようにすること。

また、施設等の維持管理については、『宮古市公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的視点をもって、適正かつ計画的に行うこと。

10 歳入については、ネーミングライツやクラウドファンディング、企業からの協賛（企業版ふるさと納税等）などが検討できる事業については、各所属の努力のもとで歳入確保に努めること。

また、未収債権の徴収の強化や、市有財産の有効活用などにより、一層の歳入確保に努めること。

11 地方債の発行については、後年度負担に十分配慮するとともに、交付税措置がある地方債を活用すること。

12 扶助費については、過去の推移や不用額の状況等を十分に精査のうえ、所要額を適正に見積もること。国庫補助等を伴うものについては、制度改正の動向、他の自治体の状況を調査し、市単独のもの（国・県制度への上乗せを含む。）については、制度の改廃も含めて、そのあり方を十分に検討し、抑制に努めること。

13 負担金及び会費については、支出の目的に照らし、所期の目的を達成した場合や成果が不十分と認められる場合、退会も含め、取り扱いを検討すること。

14 補助金については、漫然と前年度と同額を計上するのではなく、収支決算書や評価資料により、事業内容を十分に精査するとともに、成果を検証し、所要額を適正に見積もること。

また、補助対象経費を明確にした上で、年度ごとに精算することとし、厳正な審査の結果、次年度繰越が過大であるなどの状況がある場合は、次年度以降の補助金の減額又は不交付を検討すること。